

公共浄化槽制度未導入市町: 51市町

連携団体

県内51市町(さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、小川町、川島町、美里町、神川町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町)

(1) 取組の背景、経緯

○県では、令和7年度までに生活排水処理率100%の目標を掲げているが、本県都市部では、昭和から平成にかけて調整区域にも多くの戸建住宅が整備され、その後下水道が整備されず、単独処理浄化槽が多く残っている。
 ○浄化槽法の改正により位置づけられた公共浄化槽の制度は、個人設置型に比べ、住民の金銭的負担が少なく、合併処理浄化槽への転換推進が期待できる。
 ○しかし、公共浄化槽制度の普及促進にあたっては、市町村の事務負担・財政負担の増加等が懸念されている。
 ○そこで市町村単独ではなく、広域的に公共浄化槽の整備を進めるしくみの構築を目指し、事業管理体制の検討等に取組むこととした。

(2) 取組の内容

- (1) 事業実施上の課題等整理
 - ・公共浄化槽制度の導入状況や先進的な事例、課題等を整理した。
 - ・県と市町村が連携して、PFIにより事業を実施する手法を含め、公共浄化槽制度の広域連携に当たっていずれの手法が効果的か検討した。
 - ・地方自治法、浄化槽法、PFI法、補助金適正化法等の各種規則との法的課題について整理・協議等を実施した。
- (2) 事業実施体制等の検討
 - ・事業の円滑な実施に当たって、事業スキームや事業管理体制等を検討し、PFI事業者の要件についても整理した。
 - ・広域連携の手法ごとに、想定する市町村数に応じた事業規模について整理し、全体事業収支等を試算した。
- (3) 広域連携の有効性の検討
 - ・市町村にとっての本事業の有効性を検討するため、3団体を対象に、検討を行った。
- (4) 事業実施に向けた関係者間の調整
 - ・事業実施に向け、市町・組合・浄化槽業界団体等関係者(16市町・1組合・3社)に事業の趣旨・概要を説明し、意見交換するため、プレ協議会を開催した。

(3) 取組の特徴・ポイント

○公共浄化槽制度は、従前、市町村単独や一部事務組合で行っていたが、制度導入に伴う事務負担・財政負担の増加等が課題となっていた。そこで、市町村間の広域連携や県の関与等も選択肢に含めた上で、制度を導入する際に活用できる事務委託等の手法や、導入の際の法的課題について整理した。
 →既存のPFI事業の枠組みを活用した事業スキーム(右図参照)が有効であることが分かった。
 ○広域連携の趣旨・概要等について市町村や一部事務組合等の自治体だけでなく、浄化槽業界団体等関係者にも情報共有し、意見交換を行った。

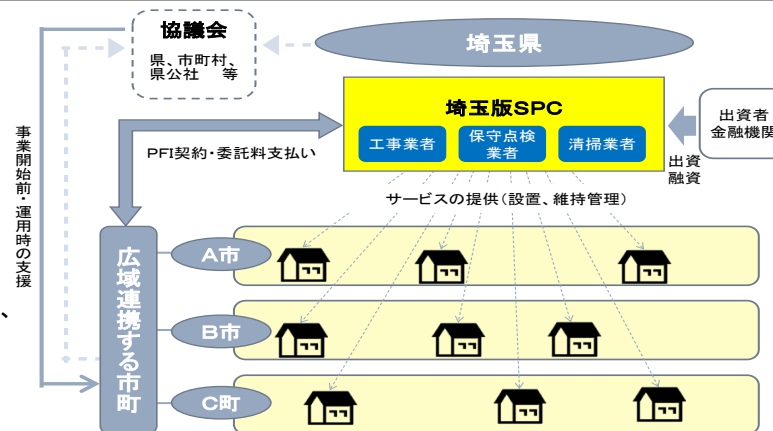


図.事業スキーム案

(4) 今後の展開

○個人設置型の事業を実施している市町村にとって公共浄化槽制度はなじみがなく、制度の理解に時間がかかることが課題である。
 ○また、事業としての魅力は伝わっても、個人設置型で進めてきた自治体にとっては住民への説明が難しい、業者が受注できる規模に限りがある等の課題が、協議会や自治体との意見交換の中で示された。
 ○上記のように取組結果や協議会等で得られた意見・課題等については、全団体に情報共有し、令和3年度以降、市町・浄化槽業界団体等関係者との協議を深化させていく。